

豊田市農業委員会議事録

令和5年5月29日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和5年5月度農業委員会総会を豊田市役所南庁舎3階、南31会議室に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第29号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第30号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第31号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第32号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第33号 特定農地貸付けの承認について
- 議案第34号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第35号 最適化活動の点検・評価について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	築山 正樹	3番	西山弥太郎
4番	石川 幸子	—————		6番	近藤 和人
7番	杉浦 俊雄	8番	土方 和子	9番	梅村 逸次
10番	水野 省治	—————		12番	中島 匡代
13番	加知 満	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	林 如実	18番	杉田 雅子
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (2名)

5番	為井 裕	11番	梅村 貢司
----	------	-----	-------

< 事務局説明員 >

副主幹	山岡 雅史	担当長	加藤 泰平	主任主査	杉本 一浩
主査	神谷 一平	主査	井上 貴道	主査	鈴木 彩
主査	岩月 彰弘				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告を求めます。

事 務 局： 本日の欠席委員は、5番、為井裕委員、11番、梅村貢司委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ていますので、本総会が成立いたしておりますことを御報告します。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

14番、伊藤喜代司委員、15番、伊藤政和委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第29号から第35号までの審議案件7件と、その他の報告案件4件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和5年議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細は、お手元にある議案を御覧ください。

41番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

42番、畝部東町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

43番、畝部西町の件。

担当推進委員の高橋委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

44番、堤本町の件。

担当推進委員の中野委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

45番、吉原町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

46番、吉原町の件。

担当推進委員の山内委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

47番、東郷町の件。

担当推進委員の鈴木委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

48番、怒田沢町の件。

担当推進委員の加納委員からは、問題ない旨、御意見いただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第29号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第29号は承認決定されました。

令和5年議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第30号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

4番、豊栄町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、5番、足助町の件、植林です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地区分にも該当しない農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（政）委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第30号で上程されました2件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第31号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

立地基準、許可基準について述べさせていただきます。

70番、司町の件、有料老人ホームです。第3種農地です。判断基準は、お

おむね300メートル以内に新上拳母駅が存在する区域です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、71番、栄生町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

鈴木委員： 2件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、72番、鴛鴨町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

石川委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

73番、和会町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

すみません、本日、為井委員に関しては欠席につきまして、問題ない旨、事前に意見いただいております。

続きまして、74番、広田町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、竹村駅からおむね1キロ以内かつ、同施設を中心に申請地との距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

近藤委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

75番、若林東町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

杉浦委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、76番、中根町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

お願いします。

土方委員： 問題ありません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、77番、乙部町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地につき許可できるに該当します。

続きまして、78番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、ほかのいずれの農地にも該当しない農地です。

なお、以降、同基準は、その他2種農地と読ませていただきます。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、79番、西広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

梅村（逸）委員： 3件とも問題ございません。

事務局： ありがとうございました。

続きまして、80番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、81番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その

他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、82番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、83番、力石町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、石野出張所からおおむね500メートル以内です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、84番、中金町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他2種農地です。

許可基準は2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

続きまして、85番、勘八町の件、自己用住宅です。第2種農地です。その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

水野委員： 6件とも問題ありません。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、86番、東郷町の件、進入路です。第2種農地です。その他第2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

加知委員： 問題ありません。

ありがとうございます。

続きまして、87番、岩倉町の件、駐車場、資材置場です。第2種農地です。

その他2種農地です。

許可基準は第2種農地で、周辺の第3種農地等を利用することで転用事業の目的を達成することができるものを除き、許可できるに該当します。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 異議ありません。

事務局： ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨、既に確認しております。

以上です。

会長： 事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

（会場声なし）

会長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第31号で上程されました18件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

会長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第31号は適当である旨、承認されました。

令和5年議案第32号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 本案件につきまして、申請者から取下願が提出されましたので、審議していただく内容はございません。

以上になります。

会長： ただいまの説明のように取下げがありましたので、審議は行いません。

続きまして、令和5年議案第33号「特定農地貸付けの承認について」。

事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第33号「特定農地貸付けの承認について」。

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律、平成元年法律第58号の規程に基づく特定農地貸付けについて、同法第3条第1項の規程に基づき、別紙のとおり農業委員会の承認を求めます。

案件の説明に先立ち、特定農地貸付けの概要について説明させていただきます。

別紙資料1ページ、議案第33号「特定農地貸付けの承認について」を御覧ください。

1ページから3ページは、今回の申請者より提出のあった大島町市民農園特定農地貸付規程の写し、4枚目以降は、「はじめてみませんか 市民農園」というパンフレットの写しとなっております。

まず、市民農園の開設について説明します。

市民農園とは、市民がレクリエーションの目的などで、小さな面積の農地を利用して自家用の野菜などを栽培するための農園のことです。

市民農園の開設は、法律により、2つの方法があります。市民農園整備促進法による開設と、特定農地貸付法による開設です。今回の案件は、特定農地貸付法による開設で、市内全域で容易に開設できることがメリットの制度となります。

現在、この特定農地貸付法による地方公共団体、農業協同組合以外の者が開設する市民農園は、市内に20か所あります。

6ページを御覧ください。

農家が市民農園を開設する場合の説明になります。今回はこちらに該当しません。

下のフロー図を御覧ください。

まず、1番、開設者は豊田市と貸付協定を結びます。その後、2、3、4の流れですが、開設者は、お手元の資料にあります貸付規程を作成し、その承認を農業委員会に求めます。今回の審議はこちらに該当します。

続いて、案件について説明します。具体的に説明させていただきます。

場所は、別紙のとおり、別紙の3枚目の一番最後のものなんですけれども、

大島町地内の農地3筆で、面積は1,659.55平方メートルです。

1ページの貸付規程を御覧ください。

審査内容としては、次に挙げる必要な項目が入っているかどうかを確認します。主に、貸付主体、貸付農地、貸付条件、募集の方法、管理運営方法、貸付契約の解除、貸付農地の返還についてなどですが、必要な項目は全て記載されていることを事務局で確認しております。

また、事前に、推進委員の近藤委員に、開設者への聞き取り、農地の現地確認を行っていただいております。承認について問題ない旨、御意見をいただいております。

以上になります。

会 長： 事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。
ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第33号において上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第33号は承認決定されました。
令和5年議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」。
事務局の説明を求めます。

事務局： 令和5年議案第34号「農用地利用集積計画の決定について」。
農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回御審議いただくのは、利用権設定のうち、令和5年6月1日から貸借期

間が開始されるものです。

資料は2種類あります。別紙、議案第34号資料①は、利用権の総括表になります。議案第34号資料②は、1筆ごとの情報を全件示すものです。

ここでは、別紙、議案第34号資料①の総括表で御説明させていただきます。

3、統括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始まりはいずれも令和5年6月1日ですが、貸借の終わりがそれぞれ異なっております。

今回は、総括表の一番下の総計欄のとおり、67筆、5万2,570.48平方メートルの利用権を設定するものです。

以上です。

会 長： 事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんの御質問並びに御意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特に御意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第34号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第34号は承認決定されました。

令和5年議案第35号「最適化活動の点検・評価について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局： 令和5年議案第35号「最適化活動の点検・評価について」。

農業委員会による最適化活動の推進等について、令和4年2月2日付、3経営第2584号、農林水産省経営局長通知及び令和4年2月25日付、3経営第2816号、農林水産省経営局農地政策課長通知に基づき作成した以下の点検・評価について、以下のとおり意見を求めます。

意見を求める点検・評価は、議案書に記載のとおり、令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価、令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価の2つです。

まず、1つ目の令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価について説明します。

当日配布資料の14ページを御覧ください。

この資料は、各推進委員等から提出されました月報を基に作成をしたものになります。

左から、成果目標として、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進、そして、活動日数目標につきまして、それぞれ目標、実績、達成率、評価点を記載しております。

評価点につきましては、ガイドラインにおいて、各目標の達成率に応じて点数が決められており、その点数を入れております。

合計⑥の欄が、各推進委員等の評価点の合計となります。

その右側、全体としての評語、これが成績結果という形になります。こちらにつきまして、ガイドラインにおいて評価点の合計点数に応じて決まっており、その評語を入れております。

評価点及び評語の評価基準につきましては、当日配布資料16ページの(1)、(2)にそれぞれ掲載をさせていただいておりますので、御確認ください。

続いて、2つ目の令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価について説明します。

当日配布資料15ページを御覧ください。

こちらは、農業委員会全体の最適化活動についてまとめたものになります。

先ほどの推進委員等の最適化活動の点検・評価と同様に、左から、成果目標について、農地の集積、緑区分の遊休農地の解消、新規参入の促進、そして、活動目標について、それぞれ目標及び実績、そして、最後に、点検・評価結果が入っております。

推進委員等の最適化活動の点検・評価と異なる点として、活動目標の項目に、活動強化月間と新規参入相談会への参加という2つの項目が追加となっております。

また、様式上、評価点についての記載欄がありませんが、推進委員等の点検・評価と同様に、ガイドラインにおいて各目標の達成率に応じた評価点数が決めており、また、その合計点数により、点検・評価結果の評語も決められております。

評価点及び評語の評価基準につきましては、17ページの(1)、(2)にそれぞれ記載のとおりであり、照らし合わせますと評価点の合計が11点であり、評語が「目標に対して期待を上回る結果が得られた」となります。

なお、ガイドラインで、こちらの最適化活動の点検・評価について、総会で意見をいただくことというふうに規定をされているため、この後、各委員から意見をいただきたいと考えております。

説明は以上です。

会長： 意見の前に、今の説明について質問のある方はお願いします。
よろしいですか、質問については。

(会場声なし)

会長： それでは、これから委員の意見をお伺いします。

その方法については、まず、最初の1つ目の令和4年度推進委員等の最適化活動の点検・評価については、資料に記載されているうち、担当地域ごとに、その地区の農業委員が各推進委員の点検・評価について、まとめて意見を述べってもらうことにいたします。

これは、資料に記載されている担当区域の順番順に私のほうから委員を指名しますので、意見を簡潔に述べてください。

それから、2つ目、令和4年度農業委員会の最適化活動の点検・評価については、杉浦職務代理から意見を出していただくことにします。

それでは、最初の推進委員の点検・評価。

豊田地区の点検・評価、これは鈴木委員にお願いします。

鈴木委員： 豊田地区ですが、豊田地区の全体の活動日数は、推進委員の体調不良による途中交代もあり、5日弱で、目標の半分に満たなかったという結果でしたが、そんな中、日々のパトロール、現地確認・調査、苦情処理への対応を確実に実

施できたため、緑区分の遊休農地の解消をはじめ、成果目標についてはある程度達成できたと考えています。

また、令和5年度は、目標地図の素案作成を中心として、活動目標を達成できるように取り組んでいけるとよいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございました。

次に、高橋地区の点検・評価を築山委員、お願いします。

築山委員： 高橋地区、築山です。

まず、活動日数ですけれども、多くできた委員と大幅にできなかった委員と大きく分かれて、全体としては5日を超える程度で、目標の半分程度でありました。

一方で、緑区分の遊休農地の解消の成果の目標については、1年間で解消でき、また、地域の耕作放棄地、農地バンク登録等を勧めることができました。

令和5年度は、目標地図の素案作成を中心として、活動目標を達成できるように取り組んでいけるとよいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございました。

次に、上郷地区の点検・評価を西山委員、お願いします。

西山委員： 上郷地区の西山です。

まず、活動日数ですけれども、平均で3日程度で、目標の10日にははるかに及ばなかったという反省点があります。

それから、あと、緑判定遊休農地はなく、農地集積も図られていますので、活動の中心が新規参入の同意を取り付けることでしたが、なかなか思うような成果が上がっていませんでした。

それを踏まえて、令和5年度は、新たに緑区分の遊休農地が発生しないように、引き続き取り組んでいけたらと考えています。

以上です。

会 長： ありがとうございました。

次、高岡地区の点検・評価を近藤委員、お願いします。

近藤委員： 高岡地区は、責任感、使命感が強い推進委員が多く、しっかりと活動してい

ただいたという印象がありますが、活動日数を見ると、目標達成できている推進委員が誰もいないので、いかに10日間が厳しい目標であるかということを変更して感じました。

令和5年度は、推進委員改選のタイミングで1名減りますので、担当地域も見直され、1人当たりの活動日数が増えるのではないかと思うので、これまでどおりの意識で活動していただければよいのではないかと考えています。

以上です。

会長： ありがとうございます。

次に、猿投地区の点検・評価を梅村逸次委員お願いします。

梅村（逸）委員： 猿投地区では、特に遊休農地解消活動に取り組みまして、昨年9月には、保見、石野、藤岡地区の推進委員にも御協力をいただきまして、亀首町地内の遊休農地2筆について草刈りなどをいたしました。

猿投地区全体の活動日数は、残念ながら目標には若干足らなかったですが、令和5年度には、まだまだ緑区分の遊休農地が多く存在するため、遊休農地解消活動を継続していけるとよいと思っております。

以上です。

会長： ありがとうございます。

次は、保見地区ですけれども、私のほうから意見を述べさせていただきます。

会長： 私を含めて3人が対応したわけですけれども、努力でできる活動については、つまり活動実績については、推進委員はほぼ私以上のことをやってくれて、かなり期待を上回る状況でありました。

ただ、成果実績のほうは、やっぱり努力だけでは難しく、そのときのタイミング、運というのがあります。いずれにしても、令和5年度については、努力でできることは努力でできるんだから、やればできることはやって、後の成果については、その時々状況に応じて的確に最適化活動を進めていきたい。そんなふうにも思っております。また、そのような意見であります。

次に、石野地区の点検・評価を水野委員をお願いします。

水野委員： 石野地区全体の活動日数は、10日弱で、ほぼ目標どおりであったと思います。

それから、緑区分の遊休農地の解消について目標は達成できたと考えており

ますが、まだまだ遊休農地は多く、特に成合町以外は耕地整理がしてなくて、湿地状態が多い状況です。

パトロール中に今後の相談を受けることが多々ありますので、これからも適切な指導を行っていったらいいかなと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

会 長： 次に、藤岡地区の中島委員、お願いします。

中島委員： 藤岡地区の中島です。

藤岡地区全体の活動としては、9日弱で、ほぼ目標どおりできたかなと思います。しかし、成果としては、緑区分の遊休農地の解消目標にはちょっと至らなかったかなと思います。

推進委員もいらっしゃるので、指導方法を改めて確認して、必要があれば改善していけるといいかなと思っております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

次は、小原地区、加知委員をお願いします。

加知委員： 令和4年度は、小原地区は、推進委員の体調不良もありまして、地域内の推進委員2人で日程調整しながら活動したために、活動日数の目標の半分にも満たなかった状況であります。

緑区分の遊休農地の解消については、1年間でほぼ解消できましたが、まだまだ遊休農地は多く、2人でパトロールするのも困難な状況でありました。

令和5年度は、推進委員改選後、推進委員が1人増えまして、3人プラス農業委員の4人で、みんなで話し合いながら、少しずつ解消していけるとよいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

会 長： ありがとうございます。

松平地区は、伊藤喜代司委員をお願いします。

伊藤（喜）委員： 松平地区は、推進委員が2人おりまして、その活動実績はここに書いてあるとおりであります。

活動日数については、平均すると6.5日になっているため、10日の目標に対しては達成ができなかったということですが、緑区分の遊休農地の解消につ

いては、記載のとおり、目標は達成できておるということであります。

特に私自身が課題と思っているのは、農地の集積達成率が非常に低いということでもあります。この原因がよく分かりませんが、目標達成の数値目標がどういうふうにして決められたか、この場で、私はよく承知していませんので、コメントは差し控えますが、この目標数値の設定がどういうふうにされるかというのが今後の課題かなというふうに自分は思っています。

以上です。

会 長： 分かりました。ありがとうございました。

次に、下山地区の意見、浅見委員お願いします。

浅見委員： お願いします。

下山地区におきましては、3人の推進委員の方でやっていただいております。全体の活動日数で、ほぼ10日で、目標どおりであったというふうな数字に、達成率ということで出ておりますけれども、これは、やっぱり、途中から入りました目標地図の素案作成活動、これに相当努力をつぎ込んでいただきましたもんで、こういう成果になったのかなと。

地域営農協議会にも出ていただきました。それから地域集落会議にも出ていただきました。それから別途で、農政企画課あるいは農業委員会事務局、いろんな方のお手伝いをしながら、目標地図の素案作成活動をやってまいりました。

地域の農業関係者との話合いを持つ、いい場が作れたんじゃないかなと思っています。

そんな話合いを丁寧に行いながら、みんなでつくり上げていく方向。農業委員がつくったわけでもない。推進委員がつくったわけでもない。やっぱり集落で話合いによって、場合によっては、熱心な人は、地元に住んでおられなくて、たくさん農業をやっておられる方もおられます。そういうところへお訪ねに行っていたら、話を聞いてくると。今後3年間、5年間、10年間、どうされるんですかというような意見の早期聞き取りというか、そんなような活動もさせていただきました。

そういうことで、活動日数が、目標どおりほぼ10日を達成……。できていないところもありましたけれどもね。

そういうふうで、引き続いて令和5年度も地主と耕作者の双方が納得しない

と、3年後、5年後、10年後はあり得ないというふうにして理解しておりますので、このような進め方で活動していければよいと考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

足助をちょっと飛ばしましたので、伊藤政和委員、足助地区をお願いします。

伊藤（政）委員： 足助の伊藤です。

先日26日に、地区の農業委員会の中で、足助地区は、活動日数については、推進委員さん5人中2人が目標を達成しておるよというお話と、それから、緑区分の遊休農地解消についても、5人とも目標を達成しておるとお話があった。

とにかく足助は、私たちの阿摺の農地で見本となり、目標地図のゾーニングについても、推進委員5人がお互いに話し合いをして、やはり集積のことも考えて決めたことは決めておったんですが、実は、この間の地区農業委員会で、おい、こんなところはちょっと外しておいたほうがいいんじゃないか、そこまで手を広げると、さっきも言われるように、5年後、10年後を考えたら、やれなくなったときにはどうしようというような話もあった。結局、ある推進委員さんと相談した結果、そこは外して、取りあえずは色塗りをやめよまいという話になりました。

とにかく、いろんな面において、この5人は私の足助の仲間となり、話し合いはそれぞれ、細かく相談をしながらやっておるわけですが、ほかの地区に比べても、うちの5人は常に頑張ったのではないかなと思っております。

今後推進委員さんが2人交代されますが、また新しい人には逐次教えていただいたら、足助地区も頑張れるんじゃないかなと、こう考えております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

次に、旭地区の点検・評価を林委員、お願いします。

林 委 員： 旭地区は、しっかり活動できた推進委員と、そこまでできなかった推進委員で大きく差が出てしまいました。

しっかり活動のできた推進委員は、上半期は山林化調査の実施、下半期は地域計画策定に向けた準備活動を中心に、地域での情報収集や意見交換、農地情報関係の周知、共有など、意識向上を目指した活動を展開しました。

令和5年度は、この推進委員の活動ノウハウについて、ほかの推進委員にも共有できるようにしていけるといいなと考えております。

会長： ありがとうございます。

最後の地区が稲武地区であります。杉田委員。

杉田委員： 最後となりました稲武地区です。

推進委員は2人とも仕事を持っていまして、1日の活動時間を多めに取れなかったということで、活動目標日数に達しませんでした。しかし、農地の集積も、緑区分の遊休農地解消についても目標達成ができていたので、特に問題ないのではないかと考えています。

この2人のやり方が全く違っていて、1人は、地区ごとに全部自分の足で歩いて、分からないところは区長に聞きながら、目標地図の素案を一生懸命考えてやってくれました。

もう一人は、区長会へ行って全員に説明をして、農業関係の人は名指しで各地区ごとに集まってほしいとお願いし、その後、毎日のように各地区に行き、目標地図の素案を、こういうふうにやっていきたいということを話してくれていました。

2人とも、やり方は違いましたが、目標に向かって一生懸命やってくれましたが、今期で2人とも辞めてしまいます。新しい方の1人は稲武地区の人で、もう一人は新規就農者です。2人ともほとんど地区に関わらない人たちなので、それをどういうふうにやっていったらいいか考えております。

この2人のノウハウをしっかりと今のうちに新しい人たちにも教えていって、何とか令和5年度は、目標地図の素案作成を中心として活動目標が達成できるように、3人で頑張っていきたいなと考えています。

会長： ありがとうございます。

これで、一通り、推進委員の各地区の点検・評価について御意見を伺いました。

次に、農業委員会全体の点検・評価の意見を杉浦職務代理からお願いします。

杉浦委員： 農業委員会全体の活動結果に対して意見を述べさせていただきます。

最適化活動としては、上期は、利用状況調査、再生困難農地調査という活動が中心でありました。下期は、目標地図の素案作成の活動、これを中心に行っ

てまいりました。

結果としまして、活動日数の目標は、最適化活動を行う日数の平均が6.7日ということで、残念ながら目標達成にはなっておりません。しかし、成果のほうは、緑区分の遊休農地の解消を中心に頑張っていたいただきましたので、大幅に目標を達成することができております。

農業委員会全体の点検・評価結果は、目標に対し期待を上回る結果が得られたということになりますので、試行錯誤の初年度としては、まずまずの成果であったのではないかと考えております。

ただし、次年度、やっぱり課題として残るのが活動日数のところであります。正直、月10日というハードルは非常に高いものになっておりますが、どうしたらこの目標に届くかというところを皆さんと考えながら検討していきたいというふうに思っておりますので、またご協力のほうをお願いしたいと思います。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

これで、所定の意見を全ていただきました。

ここで、議案第35号で上程されました件について、採決をいただきます。

ただいま各委員からいただきました意見を農業委員会から出された意見としていくことについて、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第35号は承認決定されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 議案13ページ及び別紙配付資料18ページ及び19ページを御覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断についてです。

こちらの報告案件は、農地所有者による非農地確認願の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

報告、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について。

57番の御幸町の案件から、15ページを御覧ください、61番、井ノ口町の案件までの5件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案16ページを御覧ください。

報告、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について。

15番、松ヶ枝町の駐車場の案件から、17番、大島町の駐車場までの3件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案17ページを御覧ください。

報告、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について。

59番、渋谷町の自己用住宅の案件から、23ページを御覧ください、85番、金谷町の駐車場の案件までの27件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございます。

(閉会 午後 2時46分)

議事録署名者
